

大阪市国民健康保険 糖尿病性腎症重症化予防事業 (概算契約) 企画提案指示書

I 事業の概要

1 事業内容及び目的

前年度特定健康診査の検査結果を基に、糖尿病性腎症の重症化の恐れがあるにもかかわらず、治療に結びついていない被保険者（以下、「対象者」という）を対象に、医療機関への受診勧奨を行うとともに、希望者に対して、糖尿病性腎症の重症化予防に向けた6か月間の個別指導（以下、「個別指導」という）を行うことで、糖尿病性腎症の重症化予防を図る。

2 業務の概要

(1) 医療機関への受診勧奨文並びに個別指導申込書等の送付及び申込受付（「別紙1－I」部分）

受託事業者は保険年金課（以下、「主管課」という）が指示する対象者に、返信用封筒を同封の上、医療機関への受診勧奨文並びに下記（3）に記載する個別指導の申込書等を送付し、申込受付を行う。

(2) 医療機関への受診勧奨及び個別指導の利用勧奨（「別紙1－II」部分）

受託事業者は主管課が指示する対象者に、電話、ショートメッセージまたは文書（以下、電話等とする）により治療の必要性を説明し、医療機関への受診を勧奨する。また、本事業において実施する個別指導を紹介し、その利用を勧奨する。

(3) 6か月間の支援プログラムの実施（以下、個別指導とする）（「別紙1－III」部分）

受託事業者は主管課が指示する対象者に、医療機関の受診及び生活習慣の改善に向けた個別指導を実施する。個別指導の実施期間中に訪問、来所による面談または情報通信技術を活用した面談（以下、訪問等とする）と、電話等による支援をそれぞれ複数回行う。訪問等または電話等による支援のいずれかを月に1回は必ず行うこと。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

4 対象者数及び対象者内訳

(1) 対象者数 約1,200人

(2) 対象者内訳

ア 対象者1：以下の①～③の全てに該当する者 約500人

① H b A 1 c 6.5% 以上 または 空腹時血糖 126 mg/dl 以上

② 尿蛋白+以上 または e G F R 15 以上 60 未満

③ 直近3か月間で糖尿病未受診

- イ 対象者2：以下の④～⑥の全てに該当する者 約700人
- ④ HbA1c 6.5%以上 または 空腹時血糖 126 mg/dl以上
 - ⑤ 尿蛋白± または 血圧高値 (140/90 mmHg以上)
 - ⑥ 直近3か月間で糖尿病未受診
(人数は、見込みであり増減する場合がある)

(3) 業務別の対象者数

- ア 医療機関への受診勧奨文並びに個別指導申込書等の送付及び申込受付（「別紙1-I」部分）
対象者1及び2 約1,200人
- イ 医療機関への受診勧奨及び個別指導の電話等による利用勧奨（「別紙1-II」部分）
対象者1 約500人
- ウ 個別指導（「別紙1-III」部分）
最大70人（電話等の勧奨の結果により実施人員が変動するため最大人数を設定）

II 委託業務内容

1 医療機関への受診勧奨文並びに個別指導利用案内・申込書の送付及び申込受付

主管課が指示する対象者（対象者1及び2）に、医療機関への受診勧奨文並びに下記3に記載する個別指導の利用案内・申込書等を送付し、申込受付を行う。申込書等の送付にあたっては、対象者が返信する際の利便性を考慮し、返信用封筒を同封すること。

また、様式（送付用封筒の記載文言内容も含む）については受託事業者が主管課と協議して作成し、受託事業者にて宛名等差込及び印刷を行うこと。なお、印刷・郵送にかかる費用は受託事業者の負担とする。

参考：令和7年度発送内容（発送用封筒角型2号、A4カラー両面刷り2枚、A4モノクロ両面刷り1枚、返信用封筒長形3号）

- （1）医療機関への受診勧奨文並びに個別指導の利用案内・申込書等は、対象者の特性（年齢・健診結果等）に応じた内容とすること。
- （2）特に壮年期（40～50歳代）の対象者が医療機関受診・個別指導利用につながるよう創意工夫すること。

2 対象者への電話等による勧奨

主管課が指示する対象者（対象者1）に、架電、ショートメッセージ送信または文書を送付（以下、「架電等」とする）し、医療機関の受診状況を確認する。受診していない場合は未受診理由を聞き取り、治療の必要性を説明のうえ、医療機関の受診を促す。

また、受診勧奨に加え、下記3に記載する個別指導への参加を勧奨する。
なお、架電従事者が架電実施時に指導内容等で疑義を抱いた際の相談指導ができる体制を整えておくこと。

- （1）架電の時間帯は午前9時から午後8時とし、接触できるまで、日、時間帯を変えて、最低3回は発信すること。また、市民生活の平穏を害しないため、架電の時間帯以外は架電しないこと。

- (2) 架電等は、糖尿病に関する指導に従事した経験を有する有資格者（医師・保健師・管理栄養士等）が行い、対象者にあわせた受診勧奨を行うこと。
- (3) 対象者のうち、CKD重症度分類（日本腎臓学会CKD診療ガイド2024）においてピンクのステージに該当する者には特に医療機関につながるよう受診を促すこと。
- (4) 対象者から、受診する医療機関について相談された場合は、主管課から別途提供する医療機関リストに基づき、医療機関を紹介すること。また、対象者の都合にあわせて、複数の医療機関を提示すること。
- (5) 個別指導の参加に同意した場合は、「利用申込書」の提出を促すこと。ただし、WEB申込を除く。
- (6) 架電等の後、接触経過（受診の有無、受診予定の有無、未受診理由、個別指導への参加意思または不参加理由、その他特記事項等）を記録し、個々の内容をデータにより主管課に報告すること。
- (7) 架電の際には、受託事業者の名称と要件に加えて、電話番号、メールアドレスまたは住所（以下「電話番号等」とする）を対象者に通知すること。
- (8) 対象者へのコンタクト率は70%以上を目安とし、コール音は最低8回鳴らすこと。
架電等で連絡がつかなかった者には、勧奨方法を工夫するなど、コンタクト率のさらなる向上に努めること。
- (9) 同一世帯に対象者が複数存在する場合には、それらの複数の対象者全員についても同時に勧奨すること。
- (10) 本業務以外の問合せ等については、原則対応しないこと。
- (11) 架電等での勧奨途中で個別指導の利用希望者が70名に達した場合は、主管課に報告し、指示に従うこと。なお、主管課が提供するリストの全件に対して受診勧奨を行うこと。
- (12) 架電等でコンタクトできなかつた対象者に、受診状況等を確認するアンケートを返信用封筒とともに送付すること。なお、様式は受託事業者が主管課と協議のうえ作成し、受託事業者にて宛名等の差込及び印刷を行うこと。
また、受託事業者は、送付したアンケートの回収及び集計を行い、その結果を主管課に報告すること。
なお、印刷・郵送にかかる費用は受託事業者の負担とする。
- 参考：令和7年度発送内容（発送用封筒長形3号、A4モノクロ両面刷り1枚、A4カラー両面刷り1枚、返信用封筒）

3 個別指導利用申込者への支援プログラム開始通知

上記1及び2で申込受付を行った者に、支援プログラムの開始を書面にて通知する。また、様式については受託事業者が主管課と協議して作成し、受託事業者にて宛名等差込及び印刷を行うこと。なお、印刷・郵送にかかる費用は受託事業者の負担とする。

参考：令和7年度発送内容（発送用封筒角型2号、A4モノクロ片面刷り3枚、A4カラー両面刷り1枚、A4カラ一片面刷り1枚）

4 個別指導の実施

上記1及び2で申込みを受けた対象者に、糖尿病性腎症の重症化予防を目的とする個別指導を実施する。

対象者が未受診である場合、医療機関の受診につながるまでは、血圧コントロールの重要性や治療の必要性への理解を促すための指導をし、受診を勧奨する。

受診につながった対象者については、主治医との連携のもとで、生活習慣の改善に向けた指導を行う。

1 個別指導の基本方針

個別指導の実施にあたっては、次の基本的な考え方に基づいて実施すること。

- (1) 糖尿病性腎症の重症化を予防する必要性や重要性について、対象者が正しく認識し、理解できることをめざした支援を行うこと。
- (2) 主治医との良好な連携関係を築き、食事指導、運動指導、服薬管理などの支援はそれぞれの対象者に応じた内容とすること。
- (3) 医療機関での受診を適正に継続するための支援を行い、治療効果を高めること。

2 個別指導の実施概要

- (1) 個別指導は令和8年7月から令和9年3月末までの期間内に、面談及び電話等による指導を実施すること。ただし、実施方法は、対象者の希望や状況に合わせて柔軟に選択すること。
- (2) 個別指導の実施にあたっては、糖尿病の臨床や栄養管理等について指導した経験を持つ専門職（医師・保健師・管理栄養士等）を従事させること。
- (3) 個別指導の実施期間中は、同一の担当者が指導を実施すること。ただし、対象者の都合により担当者を変更する場合は、事前に主管課に報告すること。

3 支援プログラムの作成

初回支援の際には、対象者から生活習慣や治療状況について聞き取りを行い、対象者に合わせた個別の支援プログラムを作成する。

- (1) 支援プログラムの作成にあたっては、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（令和6年3月28日改定、日本医師会・日本糖尿病対策推進会議・厚生労働省）、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」（令和6年4月、厚生労働省健康局策定）、「糖尿病治療ガイド2024」（日本糖尿病学会編）、「CKD診療ガイド2024」（日本腎臓学会編集）を踏まえ、糖尿病性腎症の重症化予防をめざした内容とする。

また、主管課から提示された重点指導項目を重視し、作成すること。

対象者からの聞き取り内容や食事記録から算出した栄養評価等を踏まえて作成した行動目標・行動計画に沿って、必須項目（支援予定日・支援方法、食事・運動・喫煙・飲酒・セルフモニタリング・服薬・受診）及び主管課が提示する重点指導項目を踏まえて考慮すべき項目（フットケア・感染症予防・水分補給等、主管課が提示する項目）を支援内容や指導媒体等に含めた支援プログラムとすること。

- (2) 支援プログラムは、対象者1・2それぞれの特性を考慮して作成すること。

(3) 支援プログラム開始までに医療機関の受診を開始している場合、また、個別指導中に医療機関の受診につながった場合は、主治医からの「情報提供書」(別紙3)を踏まえた支援プログラム(本書「II-7 主治医との連携」を参照のこと)を作成すること。

なお、医療機関を受診していない場合は、血圧コントロールの重要性や早期治療の必要性の理解を促すための指導を行い、受診を勧奨するための支援プログラムを作成すること。

(4) 支援プログラム作成後は、速やかに主管課に提出すること。

(5) 受託事業者は、主管課から支援プログラムについて修正を求められた場合は、調整のうえ対応すること。

(6) 受託事業者は対象者に、作成した支援プログラムについて、書面でわかりやすく説明すること。

(7) 対象者の支援プログラムに沿って、対象者とともに行動目標・行動計画の進捗状況を確認し、取組みが継続するよう支援すること。

(8) 健康管理アプリケーション等によるP H R (Personal Health Record)を活用した支援を行うことが望ましい。

4 面談による個別指導

対象者と面談し、体重、腹囲、血圧等を把握するとともに、作成した支援プログラムに基づき個別指導を行う。

(1) 面談時間は1回につき60~90分を目安とし、対象者の質問には十分に対応すること。

(2) 実施する日時については、事前に連絡をとり、土日・祝日・夜間(原則として午後8時まで対応)を含め、対象者の希望を確認したうえで設定すること。また、必要に応じて、家族の同席を促すこと。

(3) 主治医からの「情報提供書」に基づき、支援内容の確認や変更が必要となり、再度対象者の面談を要する場合は、事前に主管課に報告すること。

(4) 実施場所は原則として対象者の自宅とする。対象者の自宅以外で実施する場合は、対象者の希望を考慮した上で、他の実施場所を確保すること。なお、会場には大阪市立の施設を積極的に活用すること。

(5) 主管課は、必要に応じて面談に立ち会うことができる。なお、その場合は受託事業者が予め対象者の了解を得ることとする。

(6) 面談時は身分証を携帯し、対象者に必ず提示すること。

(7) 面談にかかる交通費・会場費等の費用は、受託事業者の負担とする。

(8) 面談時、対象者に急な体調不良が発生した場合等は、臨機応変な措置をとるとともに、主管課に速やかに報告すること。

5 電話等による個別指導

対象者に架電等を実施し、体調や受診状況及び支援プログラムの進捗等について確認するとともに、必要な助言を行う。

(1) 実施する時間帯は、土日・祝日・夜間を含め、あらかじめ受託事業者が対象者の希望を確認した上で設定すること。

(2) 対象者に架電する電話番号等は主管課から提供する。ただし、対象者が別の電話番号への架電等を希望した場合は、対象者の希望を尊重すること。

(3) 指導内容を創意工夫し、対象者が個別指導の利用を中断しないよう努めること。

(4) 面談のアポイントのための架電等は、個別指導の回数には加えない。

6 教材の提供

個別指導にあたっては、対象者が理解しやすい教材を提供すること。

- (1) 教材は支援プログラムに沿った内容のものとすること。
- (2) 支援プログラムに沿った主教材に加え、対象者の個々の状況に応じた副教材も提供すること。
- (3) 使用する教材は、支援プログラムを開始する前に、主管課に提出すること。

7 主治医との連携

- (1) 対象者が個別指導の申込み時に、糖尿病性腎症の治療に向け、医療機関の受診を開始している場合、治療方針と支援プログラムの整合性を図るため、対象者から主治医を確認し、「情報提供書」(別紙3)の作成と提供を主治医に依頼すること。

また、受診勧奨の結果、対象者が医療機関の受診を開始した場合も、「情報提供書」の作成と提供を主治医に依頼すること。

- ・「情報提供書」の作成費用は2,750円（消費税10%含む）とし、作成費用は受託事業者の負担とする。
- ・支払い方法は、主治医と協議のうえ、対象者を介さずに支払うこと。

- (2) 主治医からの情報提供を踏まえて作成した支援プログラムを、主治医に書面により報告すること。
- (3) 個別指導の実施状況については、「生活習慣改善指導の実施内容報告書（主治医あて）」(別紙4)を作成し、中間時及び終了時に主治医へ報告すること。
- (4) 主治医から指導内容に対して追加指示があった場合は、支援プログラムに反映させること。

8 主管課への報告

- (1) 架電等による勧奨及び申込受付状況の報告

受託事業者は対象者への架電等実施後、接触経過（受診の有無、受診予定の有無、未受診理由の聞き取り、個別指導への参加意思または不参加理由、その他特記事項等）を記録し、個々の内容をデータにより主管課に報告すること。

報告内容については、主管課と協議し作成すること。

- (2) 初回面談の報告

受託事業者は、初回面談実施後すみやかに、次の事項について報告すること。

- ・参加者の状況（体重・腹囲・血圧・食事等の生活習慣状況等）
- ・行動変容ステージ
- ・行動目標

なお、初回面談の結果は、「生活習慣改善指導の実施内容報告書」(別紙5)により主管課に報告すること。

- (3) 中間評価の報告

受託事業者は、支援期間の開始後約3か月目に、次の事項について中間評価を行うとともに、必要に応じて支援プログラムの見直しを行うこと。

- ・行動目標（計画）の達成状況や行動変容ステージの確認
- ・治療を開始した場合の治療状況（服薬、注射）、把握した検査数値
- ・参加者の状況（体重・腹囲・血圧等）や指導内容（食事・運動・喫煙・アルコール摂取等）

なお、中間評価の結果は、「生活習慣改善指導の実施内容報告書」(別紙5)により主管課に報告すること。

(4) 終了時評価の報告

受託事業者は、支援期間の終了月（概ね6か月目）に、次の事項について終了時評価を行う。

- ・行動目標（計画）の達成状況や行動変容ステージの確認
- ・体重、腹囲、血圧の把握
- ・検査値の把握（e G F R、H b A 1 c、尿蛋白）
- ・治療状況の把握（服薬、注射）
- ・参加者の状況や指導内容（食事・運動・喫煙・アルコール摂取等）

終了時評価の結果は、「生活習慣改善指導の実施内容報告書」（別紙5）により個々のデータを添えて主管課に報告すること。

(5) 最終評価、検討と提案

- ・業務終了時、受診勧奨により医療機関の受診につながった件数及び電話等の勧奨、個別指導等の業務全般の実施状況について分析し、報告書を作成したうえで、個々のデータを添えて主管課に報告すること。
- ・分析項目や報告内容については、主管課と協議し作成すること。
- ・次年度以降の本事業運営に資するよう、受託事業者の立場で効果分析、評価、検討等を行い、次年度への提案も含めた報告書を提出すること。

9 個別指導を途中終了した場合の取扱い

次の状況に該当する場合は、途中終了者として経過や中断理由等を記載した実施内容報告書を作成し、速やかに主管課に報告すること。

- ・終了時評価を行うまでの間に、対象者から利用辞退の申し出があった場合
- ・大阪市国民健康保険の被保険者資格を喪失した場合
- ・架電等による連絡及び郵送物の返戻等、連絡が不通になった場合
- ・その他の事情により、終了時評価が実施できない場合

5 その他の付隨する業務

1 受託事業者の遵守事項

(1) 従事者の質の確保

受託事業者は、業務開始前に発注者が実施する研修（令和8年7月予定）に本事業の従事者を原則として全員参加させること。また、医療、介護、福祉をはじめ必要な制度等について、理解を深めるための基礎的な各種研修会、研究会等の実施やセミナー等に積極的に参加させるなど、本事業の従事者の資質、技能等の向上を図ること。

(2) 守秘義務及び資料等転用の禁止等

- ・受託事業者は本業務を遂行する上で知り得た情報に対する守秘義務を遵守すること。
- ・この守秘義務に関しては、本業務の従事者で無くなった後も当該要員に遵守されること。
- ・主管課が提供する一切のデータ及び資料等を、本業務以外の目的で利用するほか、複写、複製、販売をしてはならない。

(3) 本業務における指揮・命令等

本業務における従事者への指揮、命令、管理、監督及び指導・育成は、受託事業者が責任をもって実施すること。

(4) 危機管理

受託事業者は、様々な障害、事故、災害などの緊急事態が発生した場合においても、本事業の遂行に支障をきたすことがないよう、十分な対応策及び緊急時の代替対応体制を整備すること。「天災その他不可抗力」等により、主管課が中止または延期と判断した場合は、受託事業者に対して書面等をもって通知を行うので、受託事業者は、その指示に従うこと。

(5) 個人情報の保護

業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、改正個人情報保護法における要配慮個人情報の取扱い並びに「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」の趣旨を踏まえ、適切に管理すること。

(6) 再委託について

① 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受託事業者はこれを再委託することはできない。

- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ・対象者への架電等による勧奨業務
- ・糖尿病性腎症重症化予防に向けた個別指導業務
- ・被保険者からの問合せ対応

② 受託事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

③ 受託事業者は、上記①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により主管課の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

④ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質または目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、または、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受託事業者を選定したときは、この限りではない。

⑤ 受託事業者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であつてはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員または暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

2 事故等の処理

（1）受託事業者は、業務の履行にあたり、事故等の発生を確認したときや、やむを得ない事由により業務を履行できないときは、直ちに主管課に報告するとともに、必要な措置を講ずること。

- (2) 事故等の発生原因が受託事業者の側にあるときは、受託事業者が責任をもって適切に事故等の処理を行うこととし、速やかに主管課に「事故等報告書」を提出し、実施すべき事項及び手順を明確にすること。

6 業務委託料の支払いについて

- (1) 業務委託料の支払いは、各業務を実施した実績に応じて支払う。ただし、主管課が提供する電話等での勧奨の人数が1,200人を超えたことを要因とする金額の増以外は、提案金額の範囲内で実施すること。
- (2) 業務ごとの単価については、「委託単価表」(別紙6)を提出すること。また、電話等での勧奨の結果や支援プログラムの途中終了等によって個別指導の実施人員や各業務量の減少があった場合も、契約単価の変更は行わない。
- (3) 業務委託料は業務完了時に支払うこととする。
- (4) 請求時には、実績件数等を「業務報告書」(別紙7)に記載し、提出すること。
- (5) 「業務報告書」について、主管課にて検査したうえで、検査合格高に応じた処理件数に委託単価表に記載の契約単価を乗じた額（1円未満は切捨て）を支払う。

III 特記事項

- 1 本事業全般に係る成果物の作成経費等は、全て受託事業者の負担とすること。
- 2 業務の実施に際しては、必要に応じて主管課職員が立ち会う。
- 3 データ及び成果物の搬送については、誤送、毀損、紛失等が発生しないよう充分な対策を講じること。
- 4 本業務に関する各種作成物及び報告書等の作成内容については、主管課の承認を得ること。また、主管課から資料提出の依頼があった場合は、隨時作成し提出すること。
- 5 本事業にかかる成果物の著作権は、大阪市に帰属するものとする。
- 6 本事業の終了後、電子機器に残存するデータは全て削除し、主管課にその証明書を提出すること。
- 7 受託事業者は、本業務に使用する個人情報の管理に万全を期するため、次のようなセキュリティ対策を講じること。
 - ・本業務に関する情報については、業務従事者が利用する端末機以外はアクセスできないようにすること。
 - ・本業務で利用する端末には、ウイルス対策ソフトをインストールすること。
 - ・ウイルス対策ソフトのバージョン等を最新の状態に保つこと。
 - ・本業務に関する申請書や成果物については、施錠できる保管庫や金庫等を設置し、紛失、破損、汚損等の事故が生じないよう、適切な管理を行うこと。
 - ・電子ファイルの暗号化を行い、プライバシーの保護に努めること。
- 8 受託事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施し、「研修報告書」(別紙8)を提出すること。
- 9 その他、この企画提案指示書に定めのない事項または作業内容に疑義が生じた場合は、主管課と協議し、誠意をもってこれにあたること。